

群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）企業応援団規約

（名称及び事業実施者）

第1条 本応援団は、「群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）企業応援団」と称する。

（目的）

第2条 本応援団は、若者の就職を応援するとともに、群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）の活動を応援することを目的とする。

（応援団企業）

第3条 「応援団企業」とは、本応援団の目的及び本規約に同意の上、所定の方法により申込み及び第5条第1項に定める登録費用の支払いを行い、企業登録された者をいう。

2 応援団企業の登録期間は、登録を行った日の属する会計年度とし、以後、登録期間満了前に第5条第1項に定める登録費用を支払うことにより登録の更新が行われ、次の会計年度が登録期間となる。

（応援団企業の特典）

第4条 応援団企業は、次の各号に掲げるサービスを受けることが可能となる。

- (1) 群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）ホームページ上に、応援企業として掲載
- (2) 合同企業説明会や若者と企業の交流会等各種セミナーの開催情報を個別に通知
- (3) 各種情報提供

（登録費用）

第5条 応援団企業の登録費用は、1社につき1口1万円とする。

2 受領した登録費用については、理由の如何を問わず返還しないものとする。

（応援団企業の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する企業は、応援団企業への登録は認められない。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の者
 - (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
 - (3) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
 - (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び類似の営業を行う者、並びに専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、物品を製造若しくは販売する者
 - (6) 貸金業法に定める貸金業に該当する業を行う者
 - (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者並びに美容施術を行う者
 - (8) 興信所、探偵事務所又はこれに類する事業を行う者
 - (9) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたう事業を行う者
 - (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
 - (11) 社会通念上好ましくないとされる事例が確認されている者
- 2 登録された企業が前項の各項目に該当することとなった場合、その登録を抹消する。

（退会）

第7条 応援団企業は、申出によりいつでも退会できるものとする。

（個人情報）

第8条 応援団企業の個人情報については、本人の許諾を得ることなく、本事業以外の目的に使用しないものとする。

（事業実施者）

第9条 本事業の事務については、群馬県若者就職支援事業受託事業者が実施するものとする。

（補則）

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成21年8月12日から施行する。